

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

山田町は山田湾と船越湾を擁し、その沖合で親潮と黒潮が交差する三陸沖は世界三大漁場の1つに数えられ、沖合漁業や養殖漁業を主要産業として発展してきた町である。町の人口は昭和55年をピークに減少傾向にあった中で、東日本大震災が追い打ちとなり若い世代の町外への流出が著しく、人口の年齢構成については、全国と比較すると年少人口及び生産年齢人口の割合は低く、老年人口の割合が高くなっている。

古くから漁業を中心に発展してきたが、町北部の海岸から離れた地区では、比較的広大な土地があること、県内主要都市への流通に係る時間・経費が抑えられることから、製造業の進出が相次ぎ、世界に誇る電子基板の製造が安定的に行われている。

一方、町内643事業所（平成26年経済センサス）の9割以上は中小企業者であり、その数は減少傾向にある。さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして融資利子補給や企業立地補助等の施策を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、雇用を促進し若年者の町内就業につなげ、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

山田町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が

本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

山田町の産業は、駅周辺、臨海地域、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、山田町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

山田町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。(ただし、国が同意した日から生産性向上特別措置法の廃止日までとする。)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 先端設備等導入計画が人員削減を目的としたものである場合には、その計画を認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の維持・発展に配慮する。